

第 4 回 CM 方式（ピュア型）の制度的枠組みに関する検討会 議事概要

日時：平成 31 年 2 月 13 日（水） 13：30～15：00

場所：中央合同庁舎 3 号館 4 階特別会議室

○ 事務局より資料に基づき説明した後、委員による質疑・意見交換を実施。主要な意見は以下の通り。

■ 第 3 回 CM 検討会議事概要

○ 第 3 回検討会の議事概要を確認し了承された。

■ CMR の業務執行権限の範囲について

○ 今後の詳細検討では役割分担表も整理することだが、この検討会の中で 3 月までに議論していくのか。また、詳細検討にあたっては現場の実務に精通した方の意見を反映してほしい。

○ 役割分担表が役割等の固定化に繋がらないように、あくまで例であることを明確にすることが重要である。また、設計者は建築士法に定められる法定業務の他にも、その他業務を行っているので、設計者の業務範囲を狭くとらえないことが重要である。

■ CM 標準約款の整備について

○ CM 業務契約約款（素案）の第 9 条に関して、プロポーザル方式で複数の要件を管理技術者に求めている場合、例えば、管理技術者が交代する際に、同等の技術者であることについて、発注者の承諾が必要であり、その旨を規定してはどうか。また、プロポーザル方式での提案に関する履行義務を仕様書か契約約款に明示すべき。また、施工者や設計者等の CMR に対する協力についても、CMR の仕様書・契約書には記載が無いが、どこに明示するかなどを含め整理が必要である。

○ 部分払いに関する条項に関して、現状の表現だと前払いを使い切るまで部分払いができないと読める。他の公共の契約約款と同様に、「1—前払い率」といった算定式で示すべきである。

■ CMR の選定方法について／CMR の資格要件・実務要件等について

○ 資格要件として、専門性とマネジメント技術の 2 本立てで整理すると良いのではないか。その際、マネジメント技術は、CCMJ と総合技術監理部門を活用するように示すべきである。

○ 建築士もマネジメントを行っていると考えられる。

○発注者がどの程度の業務ボリュームということを最初に提示するということが重要である。この点は、積算の考え方にも繋がると考えられる。

○地元企業等の育成・活用という観点では、実務要件の適切な設定だけでなく、JVでの参加を認めるということもあり得るのではないか。

■CM業務報酬の積算の考え方について

○地方公共団体でCMを導入する上では積算に関するハードルが高いと聞いている。事例を用意してもらえると自治体の一助になるのではないか。また、経費については率ではなく積み上げで設定することも考えられる。また、部分払いの方法も多様であるため、幅広く検討していただきたい。